

附則

1 (約款の実施期日)

約款は、平成 28 年 1 月 6 日から実施いたします。

2 (需要場所についての特別措置)

(1) 適用

イ 第 10 条 (需要場所) (1) に定める 1 構内または第 10 条 (需要場所) (2) に定める 1 建物 (以下「原需要場所」といいます) において、ロに定める特例設備を新たに使用する際に、ロに定める特例設備が施設された区域または部分 (以下「特例区域等」といいます) の契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、第 10 条 (需要場所) にかかわらず当分の間 1 原需要場所につきロ (イ) または (ロ) それぞれ 1 特例区域等に限り、1 需要場所といたします。

(イ) 特例区域等にロに定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また、ロ (ロ) に定める特例設備の場合は、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分 (以下「非特例区域等」といいます) においてロ (ロ) に定める特例設備以外の負荷設備があること。

(ロ) 次の事項について非特例区域等の契約者の承諾をえていること

- a. 非特例区域等について、第 9 条 (需要場所) に準じて需要場所を定めること。
- b. 当社および一般送配電事業者が特例区域等における業務を実施するため、第 29 条 (需要場所への立入りによる業務の実施) に準じて、非特例区域等の契約者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

(ハ) 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

(ニ) 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

(ホ) 当社および一般送配電事業者が非特例区域等における業務を実施するため、第 29 条 (需要場所への立入りによる業務の実施) に準じて、特例区域等の契約者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例設備は、次のものをいいます。

(イ) 急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第 17 条第 1 項第 1 号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(ロ) 認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第 17 条第 1 項第 2 号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(2) 工事費の負担

特例区域等の契約者が新たに電気を使用し、または契約容量等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更される場合を除きます）で、これにともない一般送配電事業者が新たに供給設備を施設するときには、当社は、第 53 条（一般供給設備の工事費負担金）または第 54 条（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、第 8 章（工事費の負担）の適用については、第 54 条（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準ずるものといたします。

3（記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置）

30 分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます）で計量するときの使用電力量については、次のとおりといたします。

イ 移行期間における 30 分ごとの使用電力量

その 1 月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます）における 30 分ごとの使用電力量は、移行期間において計量された使用電力量を移行期間における 30 分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値といたします。

ロ 移行期間において料金の変更があった場合の 30 分ごとの接続供給電力量

第 16 条（従量メニュー）(1)ハ、(2)ニ、第 16 条の 2（オール電化向けメニュー）(1)ハ、(2)ハまたは(3)ハによって、契約電流または契約容量を定める場合で、移行期間において、契約電流または契約容量を変更したことにより、料金に変更があったときは、移行期間における使用電力量を、料金の変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれ契約電流または契約容量を乗じた値の比率により区分して算定いたします。この場合、移行期間における料金の変更のあった日の前後の使用電力量を、イに準じて、30 分ごとの使用電力量として均等に配分いたします。

（実施期日）

この改定規定は、平成 28 年 2 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改定規定は、平成 28 年 2 月 15 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 28 年 5 月 19 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 28 年 6 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 28 年 10 月 1 日から実施します。

（実施期日）

この改正規定は、平成 28 年 10 月 27 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 12 月 15 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 10 月 16 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 1 月 16 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 2 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 3 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 4 月 12 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 10 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 11 月 22 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 3 月 21 日から実施します。

この期日より、附則 3 を以下に変更し、附則 4 を追加いたします。

3 (記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置)

30 分ごとに計量することができない計量器 (以下「記録型計量器以外の計量器」といいます) で計量するときの使用電力量については、次のとおりといたします。

イ 移行期間における 30 分ごとの使用電力量

その 1 月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間 (以下「移行期間」といいます) における 30 分ごとの使用電力量は、移行期間において計量された使用電力量を移行期間における 30 分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値といたします。ただし、移行期間の使用電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は、移行期間において各時間帯区分ごとに計量された使用電力量をそれぞれの時間帯区分の 30 分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値といたします。

ロ 移行期間において料金の変更があった場合の 30 分ごとの使用電力量

契約電流または契約容量を定める場合で、移行期間において、契約電流または契約容量を変更したことにより、料金に変更があったときは、移行期間における使用電力量を、料金の変更があった日の前後の期間の日数にそれぞれ契約電流または契約容量を乗じた値の比率により区分して算定いたします。この場合、移行期間における料金の変更があった日の前後の使用電力量を、イに準じて、30 分ごとの使用電力量として均等に配分いたします。

4 (使用電力量の計量についての特別措置)

第 21 条 (使用電力量の計量) (8) イの「なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。」は、当分の間、「なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後 5 時間の範囲内で変更することがあります。」と読み替えるものといたします。

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2019 年 6 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2019 年 10 月 1 日から実施します。

この期日より、附則 5 を追加いたします。

5 (消費税法の改正にともなう経過措置)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律 (平成 28 年 11 月 28 日法律第 85 号) 第 1 条の規定により読み替えて適用される消費税法附則 (平成 24 年 8 月 22 日法律第 68 号) 第 5 条第 2 項の適用を受ける、2019 年 9 月 30 日以前から契約が継続し、2019 年 10 月 1 日から 2019 年 10 月 31 日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金 (2019 年 10 月 1 日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が 2019 年 11 月 1 日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令 [平成 28 年 11 月 28 日政令第 358 号] 第 1 条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則 [平成 26 年 9 月 30 日政令第 317 号] 第 4 条第 3 項で定める部分に限ります。) の算定における料金率および基準単価については、次のとおりといたします。

(1) 第 16 条及び第 16 条の 2 の料金率については、料金表Ⅲにかかわらず、次のとおりといたします。

料金表Ⅲ

・従量メニュー

従量 B

(イ) 基本料金

契約電流 10 アンペア	334.80 円
契約電流 15 アンペア	502.20 円
契約電流 20 アンペア	669.60 円
契約電流 30 アンペア	1,004.40 円
契約電流 40 アンペア	1,339.20 円
契約電流 50 アンペア	1,674.00 円
契約電流 60 アンペア	2,008.80 円

(ロ) 電力量料金

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23.54 円
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29.72 円
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33.37 円

(ハ) 最低月額料金

1 契約につき	246.24 円
---------	----------

従量 C

(イ) 基本料金

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	334.80 円
---------------------	----------

(ロ) 電力量料金

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	23.54 円
120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29.72 円
280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	33.37 円

・オール電化向けメニュー

時間帯別(夜間 23 時-7 時)、時間帯別(夜間 22 時-6 時)、時間帯別(夜間 0 時-8 時)

(イ) 基本料金

契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,404.00 円
---------	------------

契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2,268.00 円
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	334.80 円

(ロ) 電力量料金

昼間

最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	28.08 円
90 キロワット時をこえ 210 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35.66 円
210 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40.10 円

夜間

1 キロワット時につき	14.13 円
-------------	---------

ピーク抑制(ピーク 16 時/夜間 23 時)、ピーク抑制(ピーク 17 時/夜間 23 時)、ピーク抑制(ピーク 18 時/夜間 23 時)、ピーク抑制(ピーク 16 時/夜間 22 時)、ピーク抑制(ピーク 17 時/夜間 22 時)、ピーク抑制(ピーク 18 時/夜間 22 時)、ピーク抑制(ピーク 16 時/夜間 0 時)、ピーク抑制(ピーク 17 時/夜間 0 時)、ピーク抑制(ピーク 18 時/夜間 0 時)

(イ) 基本料金

契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,404.00 円
---------	------------

契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2,268.00 円
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	334.80 円

(ロ) 電力量料金

ピーク

1 キロワット時につき	60.02 円
-------------	---------

昼間

	冬期間 料金	その他期間 料金
最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25.07 円	28.08 円
90 キロワット時をこえ 210 キロワット時までの 1 キロワット時につき	31.71 円	35.66 円
210 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	35.63 円	40.10 円

夜間

1 キロワット時につき	14.13 円
-------------	---------

お得タイム(午後時間 13 時-18 時)、お得タイム(午後時間 14 時-19 時)、お得タイム(午後時間 15 時-20 時)

(イ) 基本料金

1 契約につき契約容量が最初の 10 キロボルトアンペアまで	3,175.20 円
上記をこえる契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	464.40 円

(ロ) 電力量料金

午後

1キロワット時につき	39.94 円
------------	------------

朝晩

1キロワット時につき	30.35 円
------------	------------

夜間

1キロワット時につき	14.37 円
------------	------------

お得タイムS(午後時間13時-18時)、お得タイムS(午後時間14時-19時)、お得タイムS(午後時間15時-20時)

(イ) 基本料金

1契約につき	3,175.20円
--------	-----------

(ロ) 電力量料金

午後

1キロワット時につき	39.94 円
------------	------------

朝晩

1キロワット時につき	30.35 円
------------	------------

夜間

1キロワット時につき	14.37 円
------------	------------

(ハ) お得タイムS割引

1契約につき	1,000.00円
--------	-----------

お得タイムM(午後時間13時-18時)、お得タイムM(午後時間14時-19時)、お得タイムM(午後時間15時-20時)

(イ) 基本料金

1契約につき	3,175.20円
--------	-----------

(ロ) 電力量料金

午後

1キロワット時につき	39.94 円
------------	------------

朝晩

1 キロワット時につき	30.35 円
-------------	------------

夜間

1 キロワット時につき	14.37 円
-------------	------------

(ハ) お得タイム M 割引

1 契約につき	500.00 円
---------	----------

お得タイム(電化住宅型)

(イ) 基本料金

契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	2,175.20 円
---------	------------

契約容量が7キロボルトアンペアまたは8キロボルトアンペアの場合

1 契約につき	2,675.20 円
---------	------------

契約容量が9キロボルトアンペア以上の場合

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	3,175.20 円
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	464.40 円

(ロ) 電力量料金

午後

1 キロワット時につき	39.94 円
-------------	------------

朝晩

1 キロワット時につき	30.35 円
-------------	------------

夜間

1 キロワット時につき	14.37 円
-------------	------------

(2) 別表2(2)の基準単価については、別表2(2)にかかわらず、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	19 銭 3 厘
-------------	----------

(3) 別表11の料金率については、別表11(2)にかかわらず、次のとおりといたします。

イ 5時間通電蓄熱式暖房器割引額および5時間通電蓄熱式暖房器以外割引額

・5時間通電蓄熱式暖房器割引額

蓄熱式電気暖房器の総容量(入力)1キロボルトアンペアにつき	129.60 円
-------------------------------	----------

・5時間通電蓄熱式暖房器以外割引額

蓄熱式電気暖房器以外の機器の総容量（入力）1 キロボルトアンペアにつき	172.80 円
-------------------------------------	----------

ロ マイコン温水器割引額およびマイコン暖房器割引額

・マイコン温水器割引額

通電制御型電気温水器の総容量（入力）1 キロボルトアンペアにつき	129.60 円
----------------------------------	----------

・マイコン暖房器割引額

通電制御型蓄熱式電気暖房器の総容量（入力）1 キロボルトアンペアにつき	108.00 円
-------------------------------------	----------

ハ 最低月額料金

1 契約につき	334.80 円
---------	----------

(4) 別表 12 の料金率については、別表 12 (2)、(3) および (4) にかかわらず、次のとおりといたします。

別表 12 (2) 料金

イ 5時間通電蓄熱式暖房器割引額および5時間通電蓄熱式暖房器以外割引額

・5時間通電蓄熱式暖房器割引額

蓄熱式電気暖房器の総容量（入力）1 キロボルトアンペアにつき	129.60 円
--------------------------------	----------

・5時間通電蓄熱式暖房器以外割引額

蓄熱式電気暖房器以外の機器の総容量（入力）1 キロボルトアンペアにつき	172.80 円
-------------------------------------	----------

ロ マイコン温水器割引額およびマイコン暖房器割引額

・マイコン温水器割引額

通電制御型電気温水器の総容量（入力）1 キロボルトアンペアにつき	129.60 円
----------------------------------	----------

・マイコン暖房器割引額

通電制御型蓄熱式電気暖房器の総容量（入力）1 キロボルトアンペアにつき	108.00 円
-------------------------------------	----------

ハ 最低月額料金

1 契約につき	334.80 円
---------	----------

別表 12 (3) 非蓄熱式暖房割引 1 型

ロ 非蓄熱式暖房割引 1 型割引上限額

冬期間	非蓄熱式電気暖房機器の総容量（入力）1 キロボルトアンペアにつき	2,376.00 円
中間期間	非蓄熱式電気暖房機器の総容量（入力）1 キロボルトアンペアにつき	864.00 円

別表 12 (4) 非蓄熱式暖房割引 2 型

ロ 非蓄熱式暖房割引 2 型割引上限額

非蓄熱式電気暖房機器の総容量（入力）1 キロボルトアンペアにつき	3,240.00 円
----------------------------------	------------

(5) 別表 13 の料金率については、別表 13 (2)、(3) および (4) にかかわらず、次のとおりといたします。

別表 13 (2) 料金

イ マイコン温水器割引額およびマイコン暖房器割引額

・マイコン温水器割引額

通電制御型電気温水器の総容量 (入力) 1 キロボルトアンペアにつき	172.80 円
------------------------------------	----------

・マイコン暖房器割引額

通電制御型蓄熱式電気暖房器の総容量 (入力) 1 キロボルトアンペアにつき	129.60 円
---------------------------------------	----------

ロ 最低月額料金

1 契約につき	334.80 円
---------	----------

別表 13 (3) 非蓄熱式暖房割引 1 型

ロ 非蓄熱式暖房割引 1 型割引上限額

冬期間	非蓄熱式電気暖房機器の総容量 (入力) 1 キロボルトアンペアにつき	2,376.00 円
中間期間	非蓄熱式電気暖房機器の総容量 (入力) 1 キロボルトアンペアにつき	864.00 円

別表 13 (4) 非蓄熱式暖房割引 2 型

ロ 非蓄熱式暖房割引 2 型割引上限額

非蓄熱式電気暖房機器の総容量 (入力) 1 キロボルトアンペアにつき	3,240.00 円
------------------------------------	------------

(6) 別表 14 の料金率については、別表 14 (4) にかかわらず、次のとおりといたします。

暖房融雪割引対象機器の総容量 (入力) 1 キロボルトアンペアにつき	ヒートポンプ式暖房機を使用される場合	1,350.00 円
	ヒートポンプ式暖房機およびその他暖房機を使用される場合	810.00 円
	ヒートポンプ式ロードヒーティングを使用される場合	864.00 円
	その他ロードヒーティングを使用される場合	432.00 円
	ヒートポンプ式暖房機およびヒートポンプ式ロードヒーティングを使用される場合	1,188.00 円
	ヒートポンプ式暖房機およびその他ロードヒーティングを使用される場合	918.00 円
	ヒートポンプ式暖房機、その他暖房機およびヒートポンプ式ロードヒーティングを使用される場合	810.00 円
ヒートポンプ式暖房機、その他暖房機およびその他ロードヒーティングを使用される場合	702.00 円	

(実施期日)

この改正規定は、2019 年 11 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020 年 3 月 16 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年5月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2020年10月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年4月1日から実施します。

この期日より、附則6を追加いたします。

6 (定期契約の一部終了にともなう経過措置)

1) 契約者が第1条(適用)第2項イに該当し、かつ2021年4月1日時点で「別表 定期契約」に記載の定期契約(のうち、第109種「電力・TVパック」を除く定期契約)を契約しているお客さまについては、当該定期契約の契約期間中について、料金表Ⅱ 定期契約の規定を適用し、当該定期契約の契約期間満了をもって、J:COM 電力家庭用コースを除いたサービスから構成される定期契約(定期契約のうち「電力・TVパック」の場合は、J:COM 電力家庭用コースを除いたサービス)へ切替わります。この切り替えの際には、「別表 定期契約」に定める契約解除料は発生致しません。(2) 契約者が第1条(適用)第2項イに該当し、かつ料金表Ⅱ第4条に定める定期契約を締結せずにJ:COM 電力家庭用コースをJ:COM サービス(J:COM TV サービス(再放送サービスを除く)、インターネット接続サービス、J:COM PHONE プラスサービスまたはプライマリ電話サービス)を合わせて利用する場合に適用していた「電力まとめ割」(当社より請求される金額から月額100円(税込110円)を割引)について、J:COM 電力家庭用コースをJ:COM サービスとご利用いただく状態が解消されるまで適用いたします。ただし、この場合、第16条(従量メニュー)および第16条の2(オール電化向けメニュー)に記載の割引は適用されません。

(実施期日)

この改正規定は、2021年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2021年11月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022年4月1日から実施します。

・この期日より、附則6(定期契約の一部終了にともなう経過措置)を以下に変更いたします。

6 (定期契約の一部終了にともなう経過措置)

(1) 契約者が第1条(適用)第2項イに該当し、かつ2021年4月1日時点で「別表 定期契約」に記載の定期契約(のうち、第109種「電力・TVパック」を除く定期契約)を契約しているお客さまについては、当該定期契約の契約期間中について、料金表Ⅱ 定期契約の規定を適用し、当該定期契約の契約期間満了をもって、J:COM 電力家庭用コースを除いたサービスから構成される定期契約へ切替わります。この切り替えの際には、「別表 定期契約」に定める契約解除料は発生致しません。また、定期契約のうち「電力・TVパック」の場合は、J:COM 電力家庭用コースおよびJ:COM TV サービス(再放送サービス)のいずれかが解約となるまでは料金表Ⅱ第4条に基づき算出した金額を割引いたします。

(2) 契約者が第1条(適用)第2項イに該当し、かつ料金表Ⅱ第4条に定める定期契約を締結せずにJ:COM 電力家庭用コースをJ:COM サービス(J:COM TV サービス、インターネット接続サービス、J:COM PHONE プラスサービスまたはプライマリ電話サービス)を合わせて利用する場合に適用していた「電力まとめ割」(当社より請求される金額から月額100円(税込110円)を割引)について、J:COM サービスを解約されるか、契約者から電力まとめ割適用終了の申し出があるか、J:COM 電力家庭用コースの契約を第16条の3(グリーンメニュー)の契約種別へ変更されるまで適用いたします。ただし、この場合、第16条(従量メニュー)および第16条の2(オール電化向けメニュー)に記載の割引のうち割引表に記載の割引は適用されません。

・この期日より、附則7(オール電化向けメニューおよびグリーンメニュー一部契約種別受付にともなう経過措置)を追加いたします。

7 (オール電化向けメニューおよびグリーンメニュー一部契約種別受付にともなう経過措置)

第16条の2(オール電化向けメニュー)および第16条の3(グリーンメニュー)(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)、(13)、(14)、(15)、(16)、(17)、(18)、(19)、(20)、(21)、(22)、(23)、(24)の契約種別については、切替および新規でのお申し込みはいただけません。なお、2022年3月31日時点までに第16条の2(オール電化向けメニュー)の契約を締結し、当該契約が有効に存続しているお客さま及び2022年3月31日までに、当社が当該契約種別の申込みを受け付けたお客さまについては、この限りではありません。

(実施期日)

この改正規定は、2022年6月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2022年10月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年4月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年7月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2023年11月1日から実施します。

8 (オール電化向けメニュー一部契約種別受付にともなう経過措置)

第16条の2(オール電化向けメニュー)(6)、(7)、(9)、(10)、(12)、(15)の契約種別へ変更はいただけません。なお、2024年3月31日時点までに第16条の2(オール電化向けメニュー)の契約を締結し、当該契約が有効に存続しているお客さまについては、この限りではありません。

(実施期日)

この改正規定は、2024年4月1日から実施します。

この期日をもって、附則2(需要場所についての特別措置)および附則3(記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置)を削除します。